

提案型協働事業 提案の手引き

関連資料として次のものがあります。

提案型協働事業の提出書類-記入例……「**提出書類集**」

平塚の協働の事例紹介……………「**協働事例集**」

※市ウェブに掲載しています。

協働事業の提案や実施の際の参考資料として御活用ください。

目 次

協働事業について

1 協働事業とは	P2
2 協働が必要な理由	P2
3 市民活動団体と行政の特性	P3
4 協働事業の6原則	P3
5 協働事業のメリット	P5

提案型協働事業について

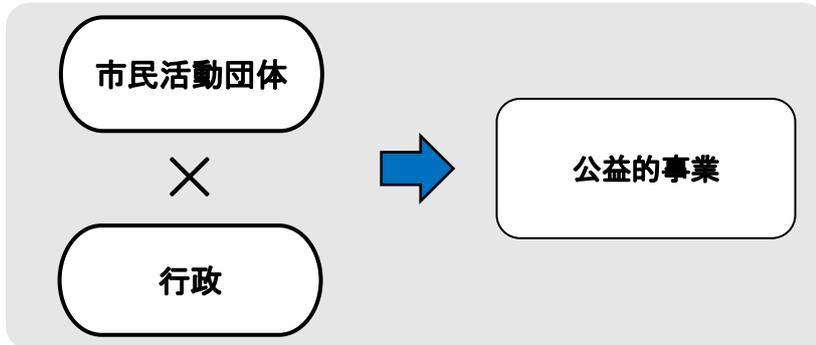
6 提案型協働事業とは	P6
7 各類型のイメージ	P7
8 対象事業	P8
9 対象となるパートナー(市民活動団体)	P8
10 事業費の費目内容例	P9
11 人件費の参考基準	P10
12 提案の手続き	P11
13 審査・選考	P13
14 事業の報告	P13

【参考資料】(提案前に御確認ください)

・協働事業の想定事業	P14
・協働事業チェックシート(市民活動団体用)	P15
・協働事業チェックシート(行政用)	P16

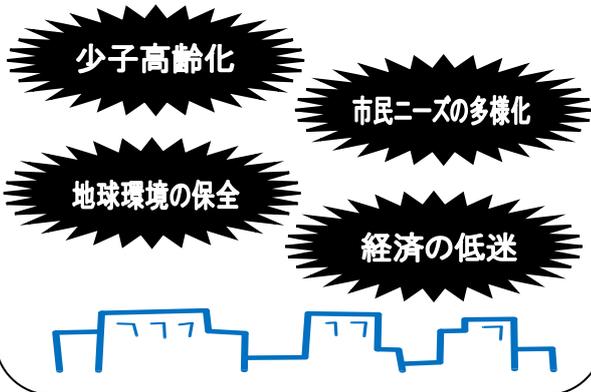
1 協働事業とは

市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業であり、それぞれ単独で実施するよりも、お互いの得意分野を活かし、協力・連携して行うことで、より効果的な事業が期待できるものです。



2 協働が必要な理由

① 近年、市民を取り巻く社会環境の大きな変化により、地域における課題が複雑化、多様化してきています。



② そのような中、行政には今まで以上にきめ細かい対応や地域の特色を活かしたまちづくりが求められ、一方では、さまざまな分野で課題に気付いた市民活動団体が、課題解決のために活躍しています。



④ このような課題に、市民活動団体の発想や行動力と、これまで行政が蓄積した実績をもとに、お互いの特性を活かして協働して取り組むことで、新しい社会ニーズに対応し、より多様性に富んだ質の高いサービスを提供するなど、より効果的な課題解決が期待できます。



③ しかし、市民活動団体だけや行政だけでは、対応が難しい課題が増えてきているという状況もあります。



3 市民活動団体と行政の特性

協働事業は、市民活動団体と行政の互いの特性を理解し活用することが、より事業の効果を高めると考えられ、それぞれの特性を例示しました。

(1)市民活動団体の特性

① 多様性	市民活動団体の長所のひとつとして、多様性があります。同じような活動目的であっても、団体によっては、取り組み方法はさまざまです。
② 先駆性	行政が未だ実施していない新たな地域課題に取り組んだり、既存の制度や価値観にとらわれない新しい手法を取り入れたりしている場合があります。
③ 自立性	行政の施策や企業の営利性にとらわれることなく、自らの価値観に基づいて自発的に活動しています。
④ 専門性	特定のテーマについて長年にわたり取り組んでいる団体では、その活動分野の知識・ノウハウが蓄積されています。また、専門的な知識や経験のある人材が参加している場合もあります。
⑤ 地域性	地域での課題解決のために発足した団体も多いため、一般にその地域特性を熟知したメンバーで構成され、地域の状況に適した活動を行っている場合も多く見受けられます。

(2)行政の特性

① 公平性 公正性	行政は、一律のサービスを広く正しく提供することが前提となっている分野が多く、公平性と公正性に基づいて事業を実施します。
② 組織の 継続性	組織として、継続して計画的に事業を実施する特性があります。反面、新たな課題に機動的に取り組むことに行き届かないことがあります。
③ 専門性	各部署において、業務の専門知識、情報・経験等の蓄積が行われています。

4 協働事業の6原則

協働事業を進める上で、次の点が重要と考えています。

市民活動団体と行政の双方は、この原則を尊重して協働事業を進めていきます。

① 対等の関係

～対等の関係を考慮して事業を実施すること～

互いの特性を尊重し、対等な立場で意見や情報交換ができることが必要です。一方が不利になるような場合は、双方が納得いくまで話し合っただけで対等な関係を保持しましょう。

◆ どちらか一方が主体的になっていないか。

市民活動団体あるいは行政の一方に責任と役割を任せると、企画検討や意見調整に一方の意見だけが強くなってしまいます。双方ともに、責任と役割を担うという意識を持ちながら協議を行うことが重要です。

◆ 情報は同等になっているか。

対等な協議のためには、事業について同等の情報を持っている必要があります。
情報交換を十分に行いましょう。

② 役割分担

～役割の分担を明確にすること～

協働事業では、事業内容や事業プロセスにおいて、市民活動団体と行政で役割を分担し、それぞれの特性を十分に発揮できるように努めます。相手に過大な期待をしたり、依存したりすることなく事業を進められるよう、お互いの役割をよく話し合しましょう。

◆ 適切な役割分担となっているか。

それぞれの特性や得意な分野を活かし、適切な役割分担を行うことが大切です。協議の際に、十分に役割分担について話し合しましょう。

③ 目的の共有

～目的を共有すること～

市民活動団体と行政が十分に話し合い、協働事業の目的や進め方など共通の認識で事業を推進することが必要です。事業目的等を共有しないで、事業をスタートすると途中で立ち行かなくなる恐れも出てきます。

◆ 事業の認識が同じであるか。

事業の内容、規模、期間、区域等の認識が一致していないと、事業の途中で大きなずれが出てしまいます。
事業の認識について、一致させておくことが必要です。

◆ 解決しようとしている課題が共通しているか。

同じと思える取り組みも目的が同じとは限りません。解決しようとする課題について、双方が十分に話し合っ
て、共通の認識を持って課題に取り組むことが重要になります。

④ 相互理解

～互いを理解して事業を進めること～

市民活動団体と行政は、それぞれ異なる特性を持っており、その特性を活かし合うことで効果が高まります。
協働事業を実施していく上で、お互いの考え方の違い等に気付いた時は、十分協議をすることで、相互の理解を深めていく努力が大切です。

◆ 十分な話し合いの場を持っているか。

協議から、事業実施、評価・検証の各場面で十分な話し合いの機会を持つことが、お互いの理解を深めるこ
とに繋がっていきます。

◆ 双方の特性を理解しているか。

市民活動団体は、即応性や柔軟性に優れています。行政は、計画的な事業の実施や情報の蓄積が行わ
れています。こうした双方の特性を理解しておくことで、協議や事業はスムーズに進めることができます。

◆ 双方向で考え方を理解しているか。

双方向で考え方を上手に伝え、相手の考え方を理解しましょう。事業に対する考え方はもちろんのこと、実
施能力など正直に相手に伝え、お互いの理解を深めることが必要です。

⑤ 公開性・透明性

～内容やプロセスが広く開かれていること～

協働事業は、公の資源を使用することから、市民に対して活動内容やプロセスが透明でなければいけません。目的やそれぞれの役割、事業内容などの情報を市民活動団体、行政の双方で公開します。

◆ 事業内容を公開しているか。

協働事業について、どのような内容で行っているかを市民に広く公開する必要があります。ホームページや市民活動団体の会報、広報紙等で事業内容の公開をすることが大切です。

⑥ 成果の振り返り

～成果を振り返り、改善点や課題を整理すること～

事業実施後には、協働事業の目的及び目標の達成について評価し、どのような成果が得られたのかを双方で検証します。あわせて、協働の進め方について双方で評価し合い、改善点や課題を整理します。

◆ 評価・検証を行っているか。

事業としての効果や協働事業としての進め方等を、共通の項目を設定して双方で振り返ることが大切です。

◆ 課題や改善点について話し合っているか。

お互いの認識を共有して、相違点を確認し合うことで、課題を明らかにし、今後の改善につなげていくことが重要です。

5 協働事業のメリット

協働事業は、地域で暮らす市民をはじめ、協働の担い手である市民活動団体や行政にも、次のような効果をもたらします。

(1)市民にとってのメリット

市民のニーズは多様であり、これまで行政による把握が困難であった社会的ニーズや新たな地域課題の発掘が可能となり、市民に必要とされる新たな公共サービスの創出や課題解決に結び付けることができます。

(2)市民活動団体にとってのメリット

- ・ 事業に取り組むことで、行政が持つ情報や知識等を活用することで、さまざまなノウハウの蓄積が期待できます。
- ・ 行政との協働事業を実施することにより、市民からの信頼を得て評価も高まります。また、資金・会場確保・広報活動などを行政が役割分担することで、事業の実現性が高まるとともに、より効果のある事業が期待できます。

(3)行政にとってのメリット

- ・ 多様化するニーズへの対応が図られ、画一的になりがちな行政サービスに柔軟に対応した公共サービスの提供が可能となります。
- ・ 市民活動団体と協働することで、団体の活動方法や考え方を知ることができ、事業手法の見直しや、職員の意識改革の契機となります。

6 提案型協働事業とは

市民活動団体と行政が協働で行う事業の提案を募集し、審査会で選考された事業を実施する制度であり、提案の手法により、次の3類型があります。

【提案型協働事業の3類型】

類型		内容
市民提案型	自由部門	市民活動団体が設定した課題等(テーマ)に対し、市民活動団体が、企画及び事業の提案をする。
	テーマ設定部門	行政が設定した課題等(テーマ)に対し、市民活動団体が企画及び事業の提案をする。
行政提案型		行政が設定した課題等(テーマ)に対し、行政が企画を提案し、市民活動団体が事業の提案をする。

【3類型の役割一覧】

類型		課題(テーマ)設定	企画提案	事業提案
市民提案型	自由部門	市民活動団体		
	テーマ設定部門	行政	市民活動団体	
行政提案型		行政	市民活動団体	

【3類型の違い】

◆ 市民提案型と行政提案型の違い

市民提案型は、市民活動団体が解決手法の企画及び事業の詳細の提案をします。

一方、行政提案型は、行政が課題(テーマ)の設定及び解決手法を企画し、市民活動団体が事業の詳細の提案をします。

◆ 市民提案型(自由部門)と市民提案型(テーマ設定部門)の違い

市民提案型のうち、自由部門は課題(テーマ)の設定から事業の詳細の提案まで全て市民活動団体が行います。

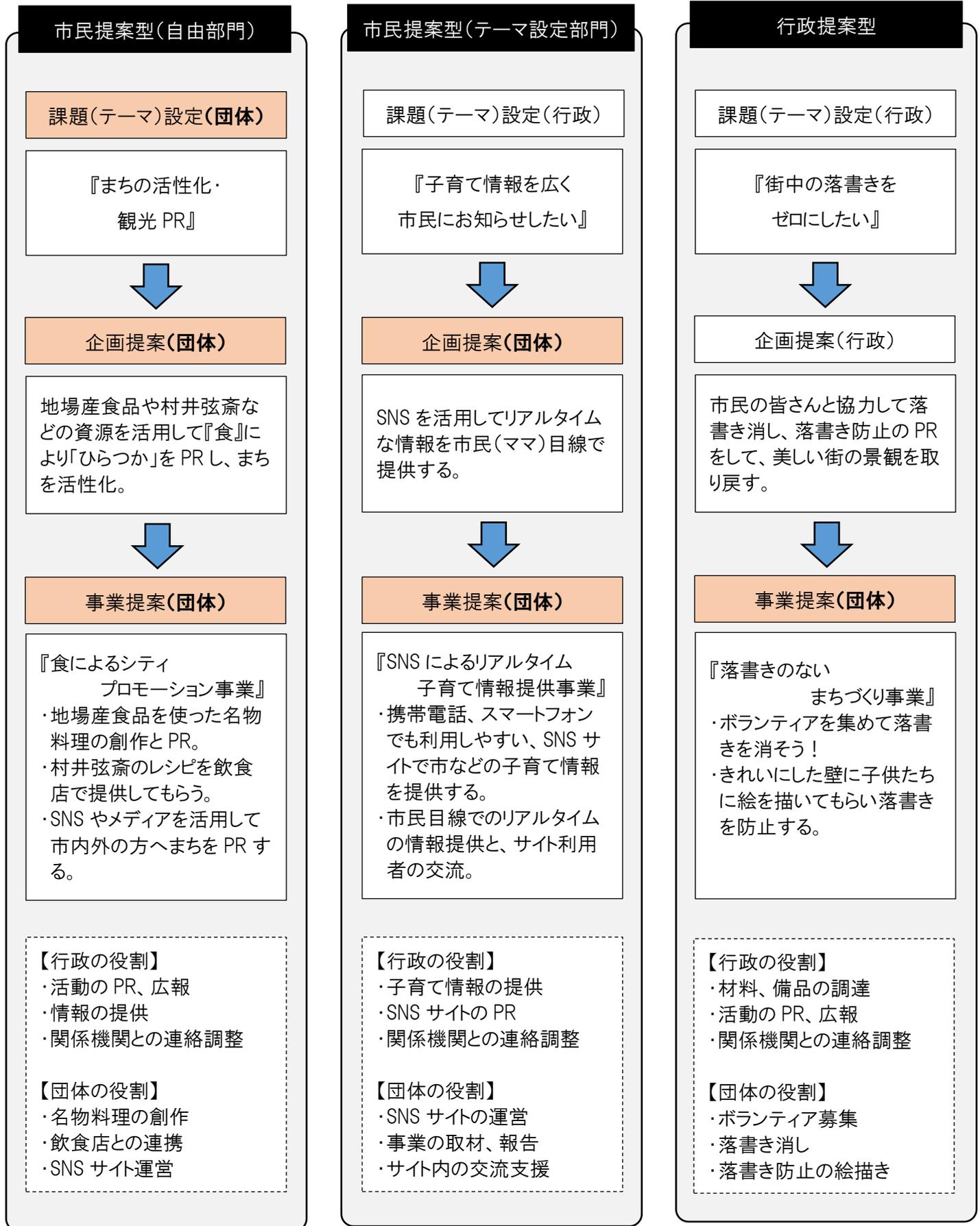
一方、テーマ設定部門は、あらかじめ行政が設定した課題(テーマ)について、市民活動団体が解決手法の企画及び事業の詳細の提案をします。

◆ 市民提案型(テーマ設定部門)と行政提案型の違い

市民提案型(テーマ設定部門)も行政提案型も、共に行政が課題(テーマ)を設定する点は共通しています。

しかし、行政提案型は行政が解決手法の企画の提案までするのに対し、市民提案型(テーマ設定部門)は企画の提案から市民活動団体が行うため、課題に対する解決手法は全て市民活動団体が考えることとなります。

7 各類型のイメージ



8 対象事業

原則単年度事業(継続でも最長3年)で、次の要件の全てに該当する事業が対象となります。

- (1)平塚市内で実施又は平塚市民が受益者となる公益的な事業
- (2)市民活動団体の先駆性、専門性等の特性を活かした事業
- (3)市民活動団体と行政の役割分担が明確かつ妥当であり、協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業

(4)次の要件のいずれにも該当しない事業

- ア 受益の対象が特定の個人や団体であるもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 原則として、該当年度に平塚市の他の制度による補助金等の対象となっているもの
(県などの制度による補助金等の対象となっている場合はご相談ください)

(5)原則、ハード(施設の建築や整備)のみの事業は対象となりません

※その他、協働事業にふさわしくない事業については、審査会等に諮った上で事業提案へ進めない場合があります。

9 対象となるパートナー(市民活動団体)

事業を提案できる団体は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する団体が対象となります。

- (1)ひらつか市民活動センターに登録している市民活動団体
- (2)特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づき設立された法人で主な活動の範囲が平塚市にある市民活動団体

(3)次の要件の全てに該当する市民活動団体

- ア 公益的な活動を目的としていること
- イ 営利を目的としていないこと
- ウ 活動拠点及び活動の範囲が平塚市にあること
- エ 5人以上の会員で組織している団体で、そのうち3人以上は平塚市民であること
- オ 組織の運営に関する規則(規約、会則等)があること
- カ 予算・決算を適正に行っていること
- キ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ク 宗教活動、政治活動を主たる目的としていないこと

※上記要件に該当しなくても、他市での実績がある場合などにご相談ください。

※提案団体が他団体、企業等と連携して実施することも可能です。

10 事業費の費目内容例

市が負担できる事業費の費目内容の主な例は次のとおりです。

協働事業にかかる事業費については、算出根拠を明確にした上で、必要経費を積算する必要がありますので、団体及び行政担当課は、項目、積算内容等について精査してください。

なお、協働事業実施後に余剰金が生じた場合は、原則、返還していただきます。

【市の負担の対象となる経費とならない経費の主な例】

経費項目	市の負担の対象となる経費	市の負担の対象とならない経費
消耗品費	対象事業に必要な事務用品・備品・機材費等	対象事業に直接関係しない事務用品・備品・機材費等
飲食費		・会議・懇親会等の飲食費 ・スタッフなどの飲食費
賃金	対象事業に従事した、雇用しているスタッフへの賃金	恒常的に雇用している、対象事業に従事しないスタッフへの賃金
謝金	・対象事業に従事した雇用関係のないスタッフへの謝金(有償ボランティア) ・講師、外部の活動協力者への謝金(交通費は謝金に含めてください。 なお、団体が謝金を出す場合は、事前に源泉徴収について税務署に団体登録が必要な場合があります。手続きは各団体で行ってください。)	
印刷費	・対象事業のためのポスター、パンフレットの作成 ・対象事業に必要な資料等を作成するためのコピー代	対象事業以外の印刷費等
通信運搬費	対象事業のための切手代、郵送費、宅配便代、運送代	電話代、インターネット通信費等
保険料	対象事業の講師・参加者の保険料(イベント保険、ボランティア保険等)	個人の生命保険料、車の損害保険料
旅費・交通費	・対象事業に必要な調査や、打ち合わせなどに係る交通費等	対象事業に直接関係しない交通費
使用料 借上げ料	・対象事業のための会場等の使用料、物品のレンタル料等 ・バス等の借上げ料	・団体が使用している事務所等の使用料、借上げ料 ・恒常的な会場等の使用料

※支出に関する領収書等は必ず5年間保管しておいてください。

※備品や器具を購入する際は、申請時にご相談ください。

※市の負担額が100万円を超える場合は、契約保証金(10/100以上)を納付していただく場合があります。

11 人件費の参考基準

市民活動団体の人件費は、「協働事業」という公共サービスの一部を担っているという側面から、協働事業に直接必要な人件費は算出すべきものと考えています。

人件費を計上する場合は、公金支出の観点から、既存のボランティア活動や地域活動との公平性、今までの協働事業との比較・整合性などに配慮した上で、「収支予算書」に具体的な単価、積算根拠、理由などを明記してください。

人件費の妥当性

人件費支給の妥当性について、次の事項で再確認してください。

行政施策との整合性	<input type="checkbox"/> 既に行政が実施している事業を協働で行うもの <input type="checkbox"/> 総合計画、個別計画に位置付けのある事業 <input type="checkbox"/> 新規事業であるが、行政でも実施の必要を認識している事業
団体の使命、目的との整合性	<input type="checkbox"/> 本来の団体の使命・目的遂行の範囲内の内容 <input type="checkbox"/> " 遂行を拡大する内容 <input type="checkbox"/> " の想定外の新たなる内容

労働の対価としての賃金、報酬

企画立案、データ分析考察、相談や助言など知識や技術の必要な業務	原則、神奈川県最低賃金以上/時間
事業遂行上専門的な資格(看護師等国家資格、特殊技術を有する)、技術等が必要な業務	神奈川県最低賃金から概ね 1,500 円程度/時間

※時間単価はあくまで算出の目安であり異なる設定は可能ですが、金額によってはその妥当性について説明を求められる場合があります。

※(参考)神奈川県最低賃金 1,225円/時間(令和7年10月4日)

ボランティアへの謝金

通常の団体活動を拡大して行う部分 ・会場準備、受付、アンケート集計、軽作業など特別な資格、専門性、技術の要らない業務	500 円/半日 ~ 1,000 円/1 日 程度
---	---------------------------

人件費として認められない例

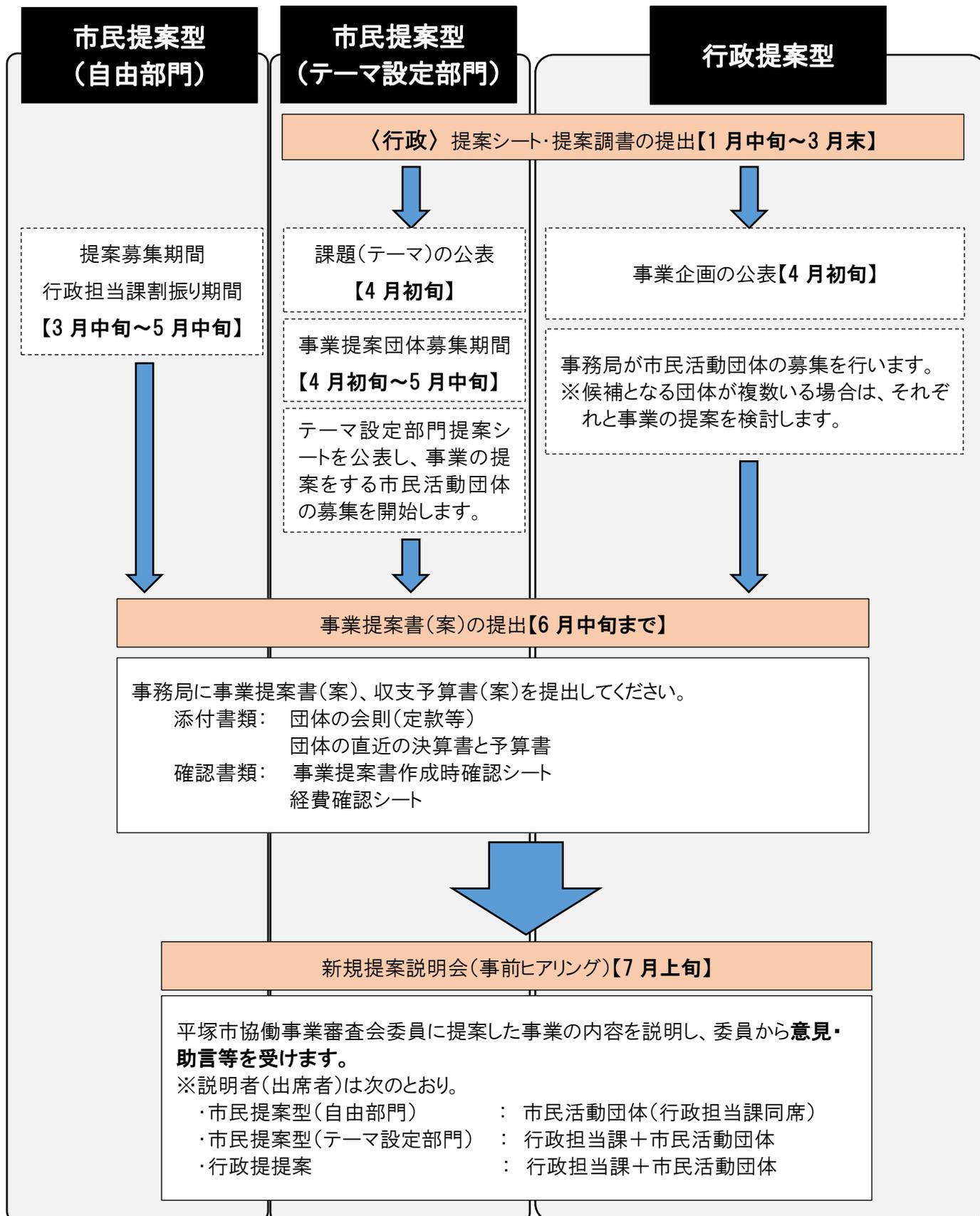
個人所有の土地や建物を整備するための人件費	事業遂行に必要な土地や建物であっても、個人所有のものであれば、そこを整備するための人件費は出せない(将来的に所有者の個人的な利益に繋がる可能性があるため)。
団体の既存事業 団体の目的遂行の活動	今まで無償の活動に、協働であれば人件費が出るということでは不公平(ボランティアで活動している他団体との公平性・整合性)。
内部の打ち合わせ	団体内部の打ち合わせや会議のための人件費は認められない。

※人件費は、今後も団体や市民活動推進委員会、審査会等の意見を聞き検討していきます。

12 提案の手続き

協働事業の提案をする場合の手続きは、次のとおりです。

※本手続きを開始する以前に事務局に相談することで、市民活動団体と行政担当課の意見交換をより充実させることができます。そのため、事業の検討段階から事務局に相談してください。



協働コーディネート【7月中旬】

事業提案書の提出に向けて、協働コーディネーターから意見・助言等を受けます。

事業提案書等修正期間

事業提案書の提出【9月中旬まで】

事務局に事業提案書、収支予算書及び事前意見交換結果確認書を提出し、事務局の確認を受けてください。

添付書類：団体の会則(定款等)
団体の直近の決算書と予算書
確認書類：事業提案書作成時確認シート
経費確認シート

公開プレゼンテーション【10月初旬】

公開の場において、提案した事業の内容をプレゼンテーションします。

※プレゼンテーションの実施者等は次のとおり

- ・市民提案型(自由部門) : 市民活動団体が10分以内で発表(行政担当課同席)
- ・市民提案型(テーマ設定部門) : 行政担当課3分+市民活動団体7分以内で発表
- ・行政提案型 : 行政担当課3分+市民活動団体7分以内で発表

審査・選考及び査定(非公開)

協働事業審査会が事業提案書及びプレゼンテーションの内容を踏まえ、審査・選考(採択・不採択の決定)及び事業費の査定をします。

事業実施に向けた協議期間(11月～翌年3月)
※行政担当課は審査結果(査定)に基づき予算要求してください。

事業の開始(4月1日～)

4月1日付で協働契約書を締結し、事業を開始します。

※2年目、3年目の継続事業を提案する場合は、事業提案書の提出(9月中旬まで)から実施してください。

13 審査・選考

平塚市協働事業審査会(委員7人)が事業提案書及びプレゼンテーションを踏まえ、非公開の審査会において、次の審査の視点を基に審査・選考及び事業費の査定を行います。

【審査の視点】

	審査項目	審査の視点
1	事業提案の内容	・地域課題や社会的課題(市民のニーズ)を踏まえたものであるか。 ・事業を実施することで、より質の高いサービスが提供できるか。 ・具体的な効果や成果、事業が一過性でなく継続や発展が期待できるか。 ・新しい視点からの取り組みであり、今後のモデル事業となり得るか。 ・市が協働事業で取り組む必要性がある事業か。
2	実現性	・事業実施期間内に確実に終了できる方法、計画で立案されているか。
3	役割分担	・市と団体の役割分担が明確であり、妥当であるか。 ・それぞれの持っている専門性やノウハウを活かした役割分担であるか。 ・協働で実施することにより相乗効果が期待できるか。
4	費用の妥当性	・適正な経費見積もりや受益者負担等の財源確保はなされているか。 ・予算と事業成果の費用対効果は十分に見込めるか。
5	団体の実施能力	・事業を遂行していくための専門性と知識や経験及び人材、実績等が十分にあるか。 ・事業を遂行していくための組織体制が整っているか。 ・継続的に事業を遂行することが期待できるか。

14 事業の報告

協働事業を実施した場合には、次の報告をする必要があります。

(1)中間ヒアリング調書の提出及び中間ヒアリング

ア 事業実施年度の8月下旬までに中間ヒアリング調書を提出してください。

添付書類:意見交換・活動記録簿

イ 事業実施年度の9月中旬に協働事業の進捗状況について報告してください。

(2)協働事業報告書の提出

ア 事業実施年度の3月31日(年度末)までに協働事業報告書を提出してください。

添付書類:①決算報告書、②人件費明細書(団体構成員への人件費の支出がない場合は不要)

イ 事業実施年度の翌年度の4月下旬までに自己評価シート及び相互評価シートを提出してください。

※事業終了後、団体と行政担当課それぞれ自己評価シートを作成し、その後、団体と行政担当課で協議しながら相互評価シートを作成してください。

(3)協働事業報告会

事業実施年度の翌年度の5月中旬に協働事業の成果について報告してください。

【参考資料】 協働事業の想定事業

協働事業では、次のような事業が想定されます。

(1) きめ細かく柔軟なサービスを提供する事業

行政は均一なサービスを公平に提供する必要がありますが、協働事業とすることで、多様なニーズに対して、きめ細かく柔軟なサービスを提供することが可能となります。

【具体例】子育て支援、障がい者支援、高齢者の生きがいづくり、介護相談等

(2) 特定の分野に専門性を必要とする事業

特定の分野で専門知識やネットワークを有する市民活動団体と協働することで、多彩な発想やノウハウによる事業効果が期待できます。

【具体例】市民活動団体の運営支援、難病の支援、傾聴ボランティア育成等

(3) 市民活動団体が先駆的に取り組んでいる事業

市民活動団体が先駆的に取り組んでいる事業の場合、その積み重ねられたノウハウを活かすことによる事業効果が期待できます。

【具体例】子ども虐待防止、ニート対策、DV防止、ポータルサイト運営等

(4) 地域の実情に合わせてながら進める事業

地域に根ざした活動をしている市民活動団体と協働することで、地域の実情を踏まえた事業の実施が可能となります。

【具体例】防災講座、愛着のある道路・河川づくり、まちの景観づくり等

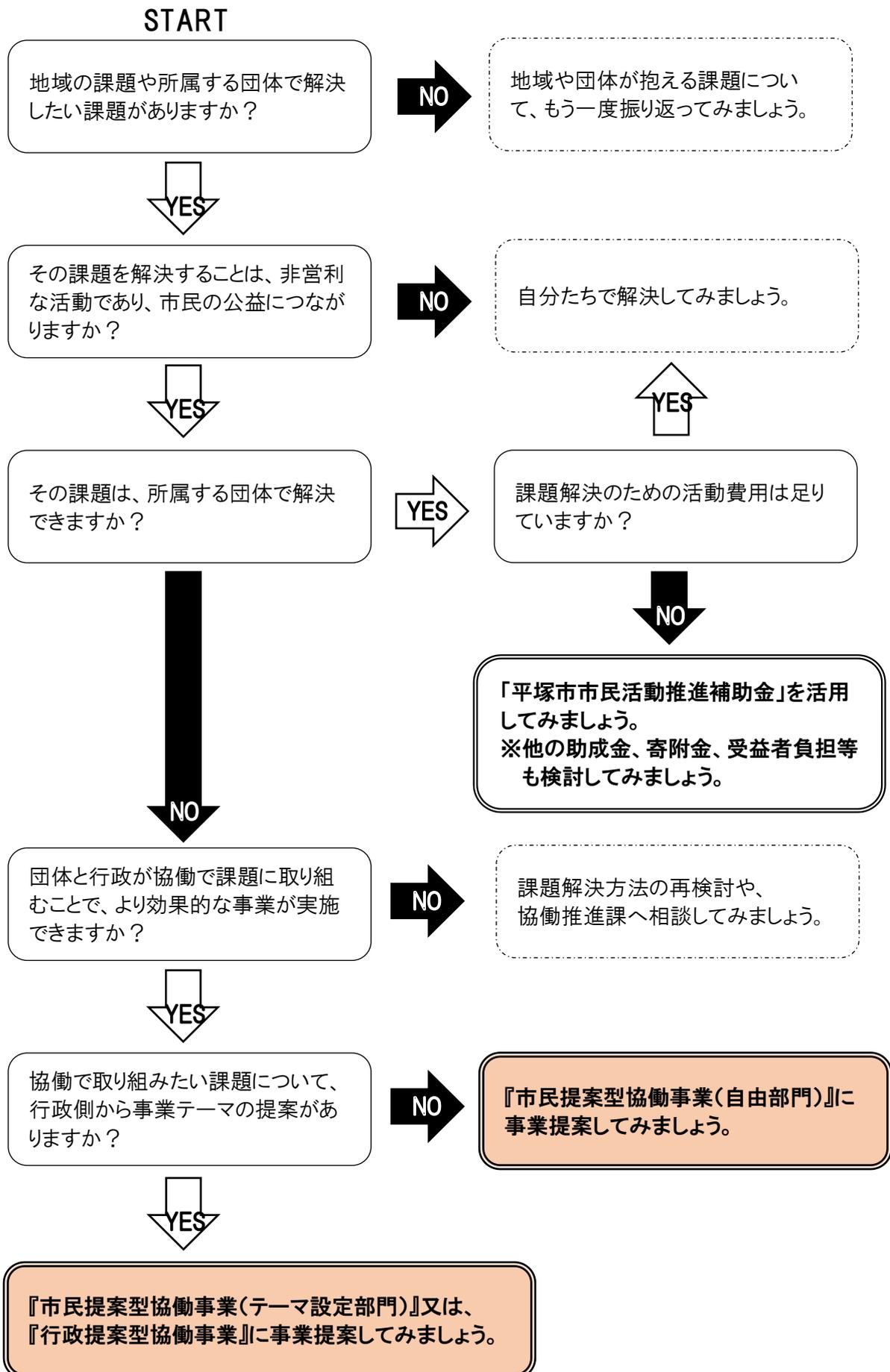
(5) 市民が主体的に活動する事業

市民が当事者として、社会的な問題を身近なものとして捉え、主体的に活動することにより、その活動が波及した展開が期待できます。

【具体例】落書き消し、外国籍市民の日本語教室、子どもへの読書普及活動等

【参考資料】 協働事業チェックシート(市民活動団体用)

協働事業の提案をする前に、課題の解決方法をチェックしてみましょう。



【参考資料】 協働事業チェックシート(行政用)

協働事業の提案をする前に、課題の解決方法をチェックしてください。

START

検討している事業は、法令・条例等で行政が実施することが定められている事業ですか？

YES

行政が実施すべき事業のため、協働事業は見送りましょう。

NO

その事業は、次のいずれかに該当しますか？
 ①きめ細かく柔軟なサービスを提供する事業
 ②特定の分野に専門性が必要な事業
 ③民間が先駆的に取り組んでいる事業
 ④地域の実情に合わせるが必要な事業
 ⑤市民が主体的に関わるが必要な事業

NO

その事業は、行政が単独で実施するよりも、協働で実施する方が、効果的な事業となりますか？

NO

市民参加が必要な事業かどうか、継続して検討してみましょう。
 ※公募委員、市民ボランティア等

YES

行政が直接実施する場合に比べ、団体と連携して実施する方が、次のいずれか2項目以上に該当し、事業の効果が高まりますか？
 ①サービスの質・量が充実する
 ②事業の関係者や参加する市民の意識や能力が高まる
 ③費用対効果が上がる
 ④市民活動団体等の長所を活かした新たな事業展開が期待できる
 ⑤先駆的な効果が期待できる
 ⑥他の分野や地域に波及効果が期待できる

YES

NO

市民活動団体等以外の協働の相手先(パートナー)は、いますか？

YES

企業等との協働を検討してみましょう。
 ※委託、指定管理等

YES

協働の相手先(パートナー)として、可能性のある市民活動団体等はいますか？
 ※次の情報を参考にしてみましょう。
 ・ひらつか市民活動センターHP
 ・神奈川県NPO協働推進課HP
 ・協働事業事例集
 ・協働推進課への問い合わせ

NO

NO

協働の相手先(パートナー)がいないため、事業の実施方法を再検討してみましょう。

YES

『提案型協働事業』を検討してみましょう。

※提案型協働事業以外に共催、実行委員会、広報協力、名義後援などの協働手法もあります。

お問い合わせ

〒254-8686

平塚市浅間町9-1 平塚市役所本館7階

平塚市 市民部 協働推進課

TEL 0463-21-9618

FAX 0463-21-9756

E-mail kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平塚市協働事業



https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page37_00040.html